

一般社団法人日本統合医療学会旅費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本統合医療学会（以下、本学会という。）の役員、委員並びに理事長が認めた者（以下、役員等という。）が理事会、各種委員会に出席する場合、他の団体等の組織より交通費・宿泊費・諸手当（以下、交通費等という。）を受けられない場合の費用の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交通費)

第2条 交通手段として役員等が、理事会、各種委員会に出席する場合、公共交通機関により最短経路を利用するものとし、実費支給を原則とする。

2. 前項の規定にかかわらず、会合開催地近郊（概ね30Km 圏内）に居住する者が、会合に出席する場合は、一律2,000円を支給する。
3. 会合開催地より概ね30Km 圏外は、30Km 圏までの実費に2,000円を加算して支給する。
 - 1) 勤務期間または居住地の最寄駅から会合開催地の最寄り駅までの往復普通運賃、往復特別急行料金（新幹線を含む）（路程が片道100Km を超える場合）ただしグリーン料金は支給しない。
 - 2) 航空機の利用は、路程が片道700Km を超える場合で、往復航空運賃並びに空港までの公共交通機関による往復交通費実費を支給する。

(宿泊費)

第3条 宿泊費は、次の各号のいずれかに該当する場合に支給することができる。

- 1) 会務等が2日以上に及ぶ場合
 - 2) 会務等の終了時に適当な交通機関の運行が終了している場合
 - 3) その他、理事長が必要と認めた場合
2. 宿泊費の支給は、1泊あたり10,000円（サービス料を含む）とする。

(交通費、宿泊費の不支給に関して)

第4条 以下の各号に該当する場合は、交通費、宿泊費を支給しない。

- 1) 年次学術集会に併せて行われる会務等に出席する場合
- 2) 本学会と密接な関係のある学会等の学術集会に併せて行われる会務等に出席する役員等が、当該学会等の医会員である場合
- 3) 同一または連続する日に行われる複数の会務等に出席した場合

合は、会務の数にかかわらず1回とする

(委員会開催費)

第5条 委員会開催の会場費、食費等は清算払いとして支給する。

(諸手当)

第6条 上記以外の諸手当(日当等)は当分の間支給しない。

(協議処理)

第7条 特別な場合で、本規程で処理できない事項に関しては、その都度、理事長と事務局長の協議により決定するものとする。

(委任)

第8条 この規程に定めるものの他、必要な事項は理事会で定める。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

付則

1. この規程は、平成24年4月1日より施行する。